



こさがわちょう

第164号

令和8年1月14日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-67-7904

FAX 0735-72-1858



平井

令和7年12月 定例会（12月9日～12月18日）

令和7年度補正予算、条例改正 2～4ページ

一般質問に6議員 5～11ページ

その他・編集委員会より 12ページ

令和7年度補正予算などを審議

古座川町議会は12月定例会を開き、執行部から提案された一般会計・特別会計及び簡易水道会計補正予算案16件、条例案3件、その他3件を審議し、いずれも原案の通り可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

一般会計補正予算（第8号） 防災用備品（ドローン）で 149万円



ドローン

質 疑

問 9月議会で、令和6年度の決算が認定された。

これで実質収支額が確定したわけだが、ここに載っていないのはなぜか。

答 6月議会時に繰越金として含んでいる。

歳 出

教 育 費

問

施設改修修繕工事費ということ、複式学級のための工事をおこなうとのことだが、学校の統廃合は関係あるのか。

答 全ての教室で複式になった場合、3教室必要になる。
令和8年度は複式が2教室で十分になるが、1年生については単式であっても1階に教室を置く必要があるため、来年度、複式になる学年が2階に2教室になるので、来年度に向けて対応するものである。

問

高池小学校のことと思われるが、三尾川小学校と高池小学校の統廃合というのは考えているのか。

答 そういうことを前提とした教室の改修工事なのか。

現在、三尾川小学校、明神小学校が高池小学校と統合するということは進んでいない。



ふるさとバス

総 務 費

問

来年度4、5年生が複式となるので2階に複式教室が2つ必要になることにより、黒板やロッカー照明器具といったものを複式対応に変換する工事である。

問

若者広場の照明改良工事の契約はどうなっているのか。

答

6月議会で予算計上し設計業務を6月25日に契約しているが、工事については契約していない。

答

燃料費が当初見込みよりオーバーしてしまった。見込み誤りということになる。

ふるさとバスの燃料費と聞いたが、暫定税率廃止に伴って安くなると思われる。それでも50万の補正ということ、当初の計画が足りなかったということか。

消 防 費

問

ドローン3機分の購入で防災用備品となっているが、ドローンは免許が必要と聞いている。古座川町には免許を持つている方は何人いるのか。

答

資格を持つている職員はいないが手続きをし、ドローンを操縦できる職員はいる。

問

ドローンの性能もよくなってきたおり、重い物も運べるようになってきている。災害などを検証する時にドローンを飛ばせる技術が必要である。講習を受けているとの話であったが、研究会などに派遣し操縦に慣れてもらうようにしていただきたい。

答

研修に行き、多くの職員がドローンを使用できるよう心がけたい。

令和7年古座川町
介護保険特別会計
補正予算(第3号)

問

債務負担行為に介護保険事業計画作成事業として、令和7年度から令和8年度まで880万円とあるが、これは債務負担行為なので繰越明許費とは意味合いが違う。何年もまたがる作業である。令和8年度の何月に終わる予定なのか。

答

来年度の介護保険事業計画の作成が必要なので、完了は令和8年度末を予定している。



一般会計補正予算(第8号) 歳入の主なもの		
財産収入		
財産売払収入	公用車売払収入	99万円
繰入金		
財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	△2,134万円
町債		
緊急自然災害防止対策事業債	緊急自然災害防止対策事業債	2,060万円
一般会計補正予算(第8号) 歳出の主なもの		
総務費		
一般管理費	一般管理備品	270万円
諸費	燃料費	50万円
民生費		
社会福祉総務費	物価高騰重点支援給付金	172万円
保育所費	一般管理備品	11万円
衛生費		
保健衛生総務費	出産・子育て応援交付金返還金	45万円
診療所費	七川診療所特別会計繰出金	12万円
	明神診療所特別会計繰出金	500万円
	へき地診療所特別会計繰出金	2万円
環境衛生費	簡易水道事業会計繰出金	△63万円
農林水産業費		
対策事業費	損害賠償保険料	5万円
商工費		
観光費	修繕料	200万円
消防費		
災害対策費	防災用備品	149万円
教育費		
学校管理費	施設改修・修繕工事	440万円
体育施設管理費	若者広場照明改修工事設計監理委託料	△32万円
	若者広場照明改修工事	△4,691万円

古座川町過疎地域持続的発展計画

第6次長期総合計画との整合を図り、令和8年から12年までの町づくり計画の各項目を検証した。

問

大水害の後、アユの加工をやっているか調べているのか。

答

あぶりアユを店に出しておられる方がおり、後継者不足と書かせていただいた。

問

食用の花を生産している方もおられるが、認識しているか。

答

三尾川のバラ製品は承知している。

問

乳製品についてはどうか。

答

担当課レベルではあるが、特産品ができていないか考えている。

問

5年前の計画と内容が同じである。実行できたかどうか検証したのか。

答

各事業の取り組み内容や達成状況については総合計画の見直し時に進捗を把握している。毎年、国や県に報告をしている。

問

「町財政の状況」が書かれている。令和3年から7年に関しては主要公共施設などの整備状況の詳細が書かれているが、今回は抜け落ちている。理由は何か。

答

今回不用と判断し省かせていただいた。

問

「ICTの活用によりデジタル化の実現に努める」とある。以前に電子回覧板をできないかと質問した時には出来ないという回答をおきながら、今回うちの疑問である。真剣にやってもらいたい。

答

公衆用のWi-Fiなどで出来るところからやっているの理解していただきたい。

問

ぼたん荘の自立運営とあるが、補助金はなしと解釈してよいのか。

答

その方向である。少しでも町の負担を少なくしていく方向である。

問

一枚岩の近くに観光バスがたとえ3台でも停める場所があれば、観光人口も増えると思うがどうか。

答

場所的には難しいが、話は前に進めている。

問

古座から一雨間10kmは改良済みとなつているが認識が間違っているのではないのか。高池下部地区は交互通行ができない。

答

古座駅を通り、河内橋を渡り、明神橋を超えて、一雨に向かうルートとなつている。道路構造令に基づく車線数、幅員を確保しているかどうかということで改良済みとしている。

古座川町過疎地域持続的発展計画

(案)

(令和8年度～令和12年度)



和歌山県東牟婁郡古座川町

問

「長期総合計画」があつて「持続的発展計画」があるのではないのか。

答

「長期総合計画」が示されていない中でこれは審議できないのではないのか。

答

この過疎計画は第6次長期総合計画と整合するように作成している。県からも承認をもらっているの、ご理解いただきたい。

討論

反対

順序を追って長期総合計画を作り、過疎地域持続的発展計画を作

採決

賛成多数で可決

賛成者

佃奈津代 高尾規明
中田善和 檜原貴子
淡佐口幸男

反対者

前孝嗣 洞佳和
千井芳孝

一般質問

みんなの願いを町政に

6議員の質問事項は、次のとおりです

淡佐口 幸男 (6 ページ)

- ・観光振興と観光協会について
町長の考えを問う
- ・有田病院閉院に伴う令和8年1月からの対処について
- ・町道の草刈りを見直し経費の節減を図れないか

洞 佳和 (7 ページ)

- ・古座川町の財政と町政

前 孝嗣 (8 ページ)

- ・古座川町営住宅管理条例について
- ・観光協会事務局について

- ・過去5年間の人口の増減について

中田 善和 (9 ページ)

- ・町長の政治姿勢を問う
- ・町長の選挙公約について

千井 芳孝 (10 ページ)

- ・防災行政無線の店舗設置による安心安全な町づくりについて
- ・古座川町第6次長期総合計画と古座川町過疎地域持続的発展計画について

高尾 規明 (11 ページ)

- ・防災について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針などについて説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

観光振興と観光協会の

有り方を町長に問う

淡佐口 幸男



を早急におこない、今後の観光戦略など早急に計画作りをして、地域の活性化を図る必要性に迫られているが、町長の考えは。

町長

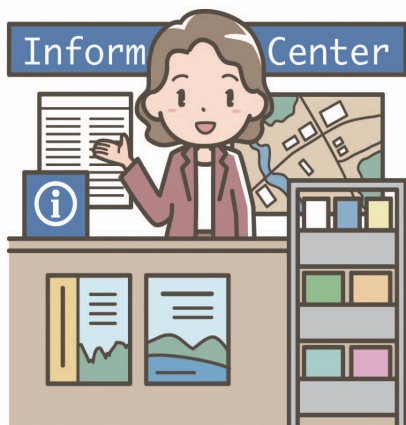
古座川町は2018年9月に観光協会を発足させ、7年3カ月が経過した。足踏み状態で存続させているようにも感じる。

町・ひと・仕事創生総合戦略などの見直し

観光客の受け入れ体制の確保事業として、ぼたん荘の改修や直見キャンプ場の運営委託など実施。

一定の効果がでていると感じている。

〇〇観光協会



質問

この7年間余り、本当に観光振興に力を入れて取り組んでいるのか疑問に思うが、町長の考えは。

町長

町内に3つの道の駅がある。他の町村の道の駅と比べると規模が違うが、国の天然記念物「虫喰岩」・「一枚岩」そして県の天然記念物「滝の拝」のところにある。それをどのような形で生かしていくか考えていきたい。

質問

今まで地域おこし協力隊で運営されてきたが、3年という雇用期間に制限があり、観光協会職員の入替わりが続く、古座川町観光協会は安定化していないのが現状。
費用対効果の見極め

の必要性もあるが、主体性の向上、運営の安定化を目指す観光協会を一般社団法人化の方向に進め、刷新するべきであると私は提案する。町長の考えは。

町長

法人化について、那智勝浦町は令和2年、那智勝浦観光機構という形の中で新しい方向になった。

誰が主となって法人化していくのか凄く難しいところがあると思う。

議員、言われることは本当に理想、そういう形の中で追及していくべきだが、今の状況の中で足踏状態になっている。

担当とも話しながら少しでも前へいくよう取り組む。

町道の草刈りの見直しをして経費の節減を図れ

質問

町道は古座川町の行政財産であり、管理も

町がおこなう。

町長は町道の草刈りの経費を節減し経常的な経費を少なくしていくことを考え、古座川町独自の草刈りルールを定めても、私は問題ないと思うが町長の考えは。

町長

町道の草刈りについては、以前から議員も含め大勢の議員からそういう形の中で質問があった。

公共事業に出すと、かなり経費がかかる。要綱を作り、区の了解が得られたら協定を結び進めていきたい。

串本有田病院閉院に伴う対処を問う

質問

有田病院は療養病床を多く(115床)持つ病院だが、2025年12月をもって閉院する。古座川町には療養病床を持つ病院や施設はない。前回(6カ月前)の質問に対し、県を含めた広域の中で話

をしていきたいと回答しているが、どのような話し合いをし、どのような対処方法を構築されたのか。

町長

医療供給体制の確立については、町単独で解決できる課題ではなく地域の課題として中長期的な検討が必要。

古座川町では、入院治療が必要な場合は近隣市町、他圏域の医療機関をお願いしている状況である。

病床を含めた医療機関の運営や体制に意見を申し上げることは難しく、6月以降話し合いは出ていない。

(この文章は本人がまとめたものです)



潤沢な財政を

町民のために使え

洞 佳和



和7年度に繰入金として使った。

議員

町長の判断で取り崩して使うことができる基金である。

潤沢な財政調整基金を町民のために使うことを強く求める。

質問

国民健康保険制度は社会保障制度であるとの認識はあるか。

町長

その通りである。

質問

古座川町の財政調整基金（何にでも使える金）が11億8000万円ある。

近隣の自治体と比べてもその多さが際立っている。

最近財政調整基金を使ったことはあるか。

その理由は何か。

総務課長

予算不足のために令

を取り崩して、国保税を1世帯当たり2万円引き下げることができる。

質問

国保税が高い原因の一つに均等割りがある。

均等割りとは、生まれたばかりの赤ちゃんも含めて1人2万円かかり、現在の人頭税ともいわれている。

ふるさと納税を活用して均等割りを引き下げるべきである。

町長

住民生活課長

未就学児については、5割（1万円）引き下げる制度になっている。

質問

政府は令和9年を目途に高校卒業まで支援を検討、と国保新聞で報道されている。

町長

町独自に前倒しで支援をおこなってはどうか。

町長

その考えはない。

議員

冒頭の答弁とは矛盾がある。

国保税の引き下げと均等割りの引き下げを強く求める。

町内道路の改良をおこなえ



役場庁舎

役場から明神、三尾川に通じる県道が、宇津木、月野瀬、一雨地区でたびたび冠水をする。対策が急務である。

町長

今年6月串本建設部に県道のかさ上げについて強く要望をした。

質問

令和3年に県道が明神郵便局のところで落石により通行止めになり、ふるさとバスが串本町の高富を迂回せざるをえなくなった。

町長

このことについて町長は、どのように考えるか。

町長

対策が必要であると考える。

質問

町道潤野・高瀬間の改良工事の調査設計費（400万円）が議会で否決された。

調査設計費とはどんな予算なのか。

建設課長

現場調査の結果をもつて概算工事費を算出し、用地買収を含めた全体の工事計画を検討するための予算である。

議員

改良工事発注までに、詳細設計をおこない、

工事費の算出をしなればならない。その都度議会の承認が必要となる。

その時点で、町道改良の是非を判断しても遅くない。

地域の皆さんの要望に応え、議員の協力も得ながら町道の改良をおこなうよう強く求める。

（この文章は本人がまとめたものです）

公営住宅の入居は 憲法25条「生存権の補償」に基づくべき

前 孝嗣



質問

平井地区の地滑りで避難されて来られた方がたの家賃は1年間は無料だったが、2年目からはどうなっているのか。

総務課長

その後、1年間は最低家賃で入っていたらいい。

質問

東日本大震災では5年間は無料で貸し、その後は、減免家賃制度がある。町は低廉な家賃措置をしないのか。実際に、そこに住んでいる方とかの所得とかは聞いていないが、年金生活だけの収入の人

は、やはり大変だ。この減免措置はしないのか。平井地区の避難して来られた方がたというの、今まで家賃を払わないで済んでいた家にも帰れなくなり、何年も先までどうなるのかもわからない不安の中で、1年間最低家賃とはいうけれど、減免家賃を導入してはどうか。また、家賃の高い町営住宅から、家賃の安い町営住宅への転居はどうか。

町長

今回の場合は、特例措置には該当しない。

議員

公営住宅は憲法25条、生存権の補償の支持にのっとって公営住宅法に基づき国と地方公共団体が協力して住宅の困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃、つまり、安い家賃で供給

すると書いてある。ぜひ、この資料を参考に家賃の減額を考えてもらいたい。

観光協会に 看板がない

質問

観光協会の事務所が、直見「くれあそび」キャンプ場内の建屋に引っ越したが、いつ引っ越したのか。

町長

移転したのは、令和7年7月25日からだ。

質問

案内看板もなく、「くれあそび」キャンプ場内の建屋2階の1室内まで、案内看板が無い状態で恐る恐る階段を上った。表示看板が無いのはなぜか。

町長

看板などの設置については、キャンプ場の

一部を借りており、周囲との調和なども考え、運営者との協議のうえ、施設内2階入り口へ表示している。

質問

町が「くれあそび」

キャンプ場内の建屋を貸して、また借りているという事は、家賃とかは発生しているのか。

地域振興課長

料金などの維持費は支払っていると、観光協会から聞いている。

質問

観光協会の表示は一切ない。他地域から来た人が訪ねる場合は、わかりやすいように、

もっと目立つ看板にしてほしい。

町長

再度、「くれあそび」キャンプ場の運営者とも話したうえで話したい。

人口増減について

質問

過去5年間の出生率は、令和3年で6名。令和4年で6名。令和5年で4名。令和6年で0名。令和7年で1名。5年間の累計で、17名が誕生した。しかしながら、人口減は、過去5年間の合計は338名。もっと若者

が住みたいと思える施策はなにか。

町長

Iターンの人の一番の課題は住宅だ。町内全域の空き家を調べるつもりだ。

質問

空き家状況の数値化はできているのか。

地域振興課長

現状空き家バンクへの登録の数値化はできている。ただ、随時調査は今している最中だ。

議員

ぜひ、積極的に進めてもらいたい。

(この文章は本人がまとめたものです)



施設1階入口

町長の政治姿勢を問う

中田 善和



ゆず平井の里について

令和7年10月22日町長はゆず平井の里に於いて、創立20周年記念行事にシンポジウムのパネラーとして出席し「先を見る中でジャンプするのが大事、町と



平井地区

しても平井の里と話をしながら色々進めていきたい」とエールを送っている。

これについて今後、どのような支援策を考えているのか、具体策はあるのかをお聞きする。

町長

町においては、これまで作業効率改善のための施設改良やゆず植栽への補助、商品PRとしての物産販売や広告などをおこなってきた。今後においても経営課題や将来ビジョンを共有しながら支援を

継続していきたい。

質問

町の建物で法人が運営しているのであるが、お金とか補助金とかで手助けするのか。

町長

ゆず平井の里は農業法人である。町があくしろこうしろではなくて、ゆずの里とも相談しながら、前向きに検討していきたいと考えている。

質問

平成30年3月議会において、ゆずの里の施設拡充を図るべく、国の交付金4300万円の交付を受け町の予算に計上された。当時の大屋議長は、その話を前任の町長から聞いていなかったとの理由で、各議員に補正予算に反対するよう依頼して回った事実がある。中立であるべき議長として

不適切であった。

これから先、本心、平井の里の振興を支援していく気持ちがあるのか否か再度確認したい。

町長

そういうことはあった。当時の町長には、「交付金が入り、町から補助金を出す場合は計画を出してもらわなければ出来ない」と伝えた。議員はチェックが必要で立場が変わってもそこそこ変わるつもりはない。平井の里とは相談したうえで、前向きに取り組んでいきたいと思っている。

国への要望書について

質問

9月25日町長は、緊急防災・減債事業債の期限延長と対象事業の拡充を求めて総務省に要望書を提出した。また26日には当時の森山幹事長へも要望書を提出し、農林水産省の石川部長へは潤野地区の農地整備事業の現況も

報告した。

この事案などは和歌山県を介して、東京事務所、それから国へ行ったのかお聞きする。

町長

農林水産省は県に報告したのちに訪問した。総務省の森山幹事長へは、私の政治的な活動として訪問した。道路関係は串本建設部で内容を確認してもらってから県へ、県から東京事務所というのが大体の流れである。

議員

東京事務所も県も大いに活用してやってもらいたい。

福祉の充実

質問

七川診療所は今後どうなるのか。

町長

診療所は来年度より、医師派遣の体制が拠点病院からの派遣となる。派遣内容はくしもと町立病院から2名の派遣で週3日となる。

質問

その場合、所長は医師なのか。



七川診療所

師なのか。

町長

条例で所長は医師だと明記している。

質問

新しい制度にはさせない、譲れないというのは所長の意味か。

町長

拠点病院から派遣してもらうだけであれば意味がない。譲るところは譲るが、譲れないところもあると医務課へ言っている。

質問

条件闘争の中身はここでは言えないのか。

町長

長い話になるので委員会とか何かで説明したいと思う。

(この文章は本人がまとめたものです)

古座川町第6次長期総合計画と古座川町 過疎地域持続的発展計画の整合性を問う

千井 芳孝



先日の本会議にて過

疎計画が審議のうえ可決されたが、整合性を図り、計画の推進に必要な長期総合計画の提示がなかった。理由は何か。

町長

計画書については軽微な修正、印刷製本などができていないが、基本内容の骨子は昨年未でできており、過疎計画との整合性は取れている。

質問

軽微な修正が必要でも基本内容ができているのであれば配布でき

るのではないかと。過疎

計画が枝葉ならば長期総合計画は幹にあたる。肝心な長期総合計画がない中で過疎計画を議論しろと言われても無理がある。

町長

過去の第5次長期総合計画があり、そのとき関係する過疎計画と見比べる形で整合性は確認できる。

質問

過去の第5次長期総合計画から反映させたという解釈でよいのか。

町長

第5次長期総合計画に載っているものが第6次に反映されている。また、新たな面もある。

質問

過疎計画は議会で議論し議決を伴うもので

ある。審議するに当た

つて前提となる長期総合計画がないのはいか

町長

しつかりとした対策を持つて取り組む。

質問

この過疎計画は事前

に県へ提出し、承認を

得ているとのことでは

ないのか。

総務課長

町長

県と事前に協議し、

見てもらっている。

質問

長期総合計画も県に

提出しているのか。

総務課長

町長

他の計画など個別に

作った中での過疎計画

であり、中身は整合性

があるので提出義務は

ない。

質問

第6次長期総合計画

が製本されても県への

提出はないのか。

町長

町長

その通りである。

質問

いつ完成予定か。

総務課長

町長

1月中には製本した

ものをお示しできると

思っている。

質問

町長

どうも釈然としない。

議会でも議論し議決を

するにあたって関連資料

ができていないのでは困

る。今後起こらないよ

うにしてみたい。

町長

以後、そのようなこ

とがないよう取り組ん

でいきたい。

質問

防災行政無線の店舗
設置による安心安全
な町づくりについて

町長

既存店舗を含め防災

行政無線の設置率が低

く、住民、観光客、歩

行者を含む地域滞在者

へ防災情報を届けるこ

とが難しい。そこで、

店舗への防災行政無線

の設置を提案するが、

執行部の考えを問う。

町長

一般世帯で現在設置

している戸別受信機は

更新している。今回、

事業者で初めて設置す

る場合の費用負担はな

い。

質問

事業者の設置状況は

とめたものです

(この文章は本人がま

とめたものです)

町長

広報、回覧に再度、

そういう形でできるこ

とを回覧したいと思う。

町長

町長

町長

町長

町長

町長

町長

町長

町長

町長

町長



防災

高尾 規明



令和7年11月熊本県で震度5弱の地震が、

12月8日には青森県で震度6強の地震が発生しました。町内においては、高池上部自主防災の避難訓練、防災講

習会「能登から学ぶ防災の知恵」、また食生活推進協議会と日本赤十字古座川支部による避難から3日目の炊き出しなどがおこなわれ、近隣の市町村でも避難訓練が実施されております。

町長

現在、検討課題として進めており、まだ具体性はないわけですが、私がイメージしておりますのは公園といえますか、仮説住宅が建設できるようなところを想定しています。

質問

令和8年度の予算には盛り込むのでしょうか。

総務課長

今現在、幹部会で、町の政策として検討しておりますので、まだ予算までには影響ございません。

町長

国土強靱化の今度の

新しいメニューの中にも入っていることを確認した上で取り組んでいきたいです。

防災公園というのは、

石川県の地震があり、洪水があり、二度の被災に遭われたという住民がいてるという中で、洪水も関係ない高いところの場所で造りたいです。理想としては、

近くに子供達が遊べる公園があつてそこへ避難施設を建つたときに

近くで子供達の声が聞けて、避難された方が心がなごむような形でできたらいなと思っています。

それについてはこれから、来年度協議して前向きに取り組んでいきたいです。

質問

新宮市高田地区でこのたびトイレトレーラーが設置されました。

高田支所で拝見させていただきました。

トイレとして使わないときには、段ボールベットや食料の備蓄品の倉庫として活用され

災害の避難所になれば、



トレーラー内の備蓄品

身体障がい者用トイレと男性用、女性用トイレ、3カ所設置できま

す。避難して一番困るのはトイレであります。また、段ボールベツ

トは床がフローリングの場合冬の時期であれば保温性が保たれ、床

で寝るよりも身体的にはいいということでも古座川町のベツト数、備

蓄食料水は足りていま

すか。

町長

県が計画しているのを参考にしながら再度、見直していこうと考えております。

質問

三重県紀宝町で防災

公園が設置されました。

2014年度に1次避難所2017年度から設置を開始しております。このように長い年月がかかります。来

年からでも早急に用地など事業計画に取り組んでいただきたいと思います。

町長

三重県の防災公園は視察に行きたいです。そのことを見た上で、

どうしていったらいいかと考えながら計画し、

実施に向けて、来年度の中で取り組んでいきたいなと思っています。

(この文章は本人がまとめたものです)



トイレトレーラー (高田地区)

地区報告会を開催

令和7年11月2日から29日にかけて町内7カ所で議会報告会をおこないました。100名余りの方が来場され、議会や行政に対する質問や意見をいただきました。この内容については改めて報告する予定です。

人事案件

人権擁護委員の推薦

伊藤恵美子 氏

住所 小 川

橋爪 史男 氏

住所 月野瀬

【任期3年】

両氏の人権擁護委員の推薦について、全員一致で同意しました。

請願 第1号

「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を政府に提出することの請願について

総務常任委員会に付託された刑事訴訟法の

再審規定の改正を求める意見書については、12月16日の審議の結果採択となった。

（委員会に付託された請願などについては本会議で採択、不採択を採決する）

採 決

全員賛成で採択。

発議 第4号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）について

議員提案の意見書を議決して国の関係機関に次の通り送付しました。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（要旨）

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとつてはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地

方公共団体にとつても重要な課題である。

えん罪被害者を救済するための再審制度について、その手続きを定めた刑事訴訟法の規定に、再審請求手続きの審理の在り方に関する規定がほとんど定められていない。このため裁判官の審理の進め方が異なり、それによる不公平感や審理格差が生じており是正が必要である。よって、以下の改正を速やかに行うように強く求める。

1 再審請求の手続きの規定を整備すること。
2 再審請求手続きにおける証拠開示を制度化すること。
3 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること。

条例の改正

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

地方税において改正法による標準化への移

行、国の電子化への取組推進によりQRコード印字の納付書による電子納付が進行している。

当初発送の納付書がすでに督促対象であるにもかかわらず電子納付された場合は、督促手数料100円を徴収するための経費（督促料のみの納付書発行や郵送料）が手数料を上回る。

このような観点から、町税条例、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例、国民健康保険診療所条例、へき地診療所条例の督促手数料の徴収に関する規程の削除をおこなうものである。

11月17日

第3回 臨時会

一般会計補正予算（第7号）

物価高騰生活支援給付金1205万1000円。町民一律5000円を支給。

問 給付は、12月中にな

るのか、来年になるのか。

答 できるだけ早く給付したいと考えている。

問 財政に与える影響は考慮しなくてよいのか。そして、給付の方法は。

答 影響はないと考えている。給付は口座振り込みになる。

問 財政調整基金を取り崩して、一人5万円位の支援は考えなかったのか。

答 支援は多いほうが良いが、災害時とか大きな事業で財政調整基金は使いたい。国の動向も見ていきたい。

問 現金だと、地域商品券と違って、町内事業者にお金落ちないと考えるが、それも加味したのか。

答 今発行している商品券が来年1月まであり、加味したうえで現金給付にした。

編集委員会より

2025年を振り返ると、北海道大学が1925年10月30日に平井地区に来てくれてから100周年となった。その式典に多くの来賓が来られ、平井区民や北大生達が餅つき大会をし、一体感を感じられた。

とても楽しい100周年となった。

また、日本初の女性総理が誕生した。円安で物価高が続き生活が厳しい中、ガソリン税の暫定税率が廃止された。反面、米不足で米価格が高騰した。政府は、備蓄米の古米を全国に流通させた。

町役場は、一人当たり5000円を町民に配布した。

TVを点けると、転職のCMが流れることが多く、わが古座川町も辞める人があり、ニユーフェイスが増えた。しかしながら、人口減が止まらない。今年こそは、良い施策を考え、頑張りたい。

（前 孝嗣）